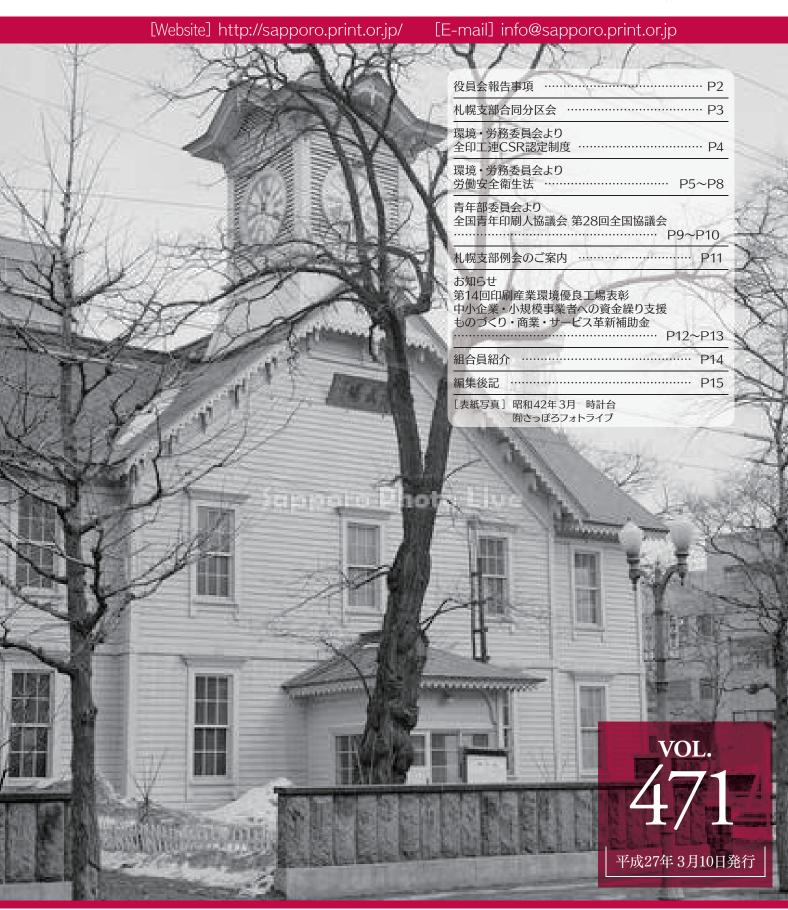
プリンティング札幌





発行所 / 〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目 エイト会館 北海道印刷工業組合札幌支部 TEL.011-531-6061

編集人 / 経営革新・マーケティング事業委員長 加藤 景



北海道印刷工業組合札幌支部 平成27年度2月定例役員会 役員会報告

「会場]エイト会館 [日時] 平成27年2月25日**元** 13:30~

■出席者:岸支部長・大和委員長・矢吹委員長・岡部委員長

山分区長・西山(北分区長代理)・五十嵐

■議事録担当:五十嵐 ■議事進行:岸

1.支部長挨拶/岸支部長

2.協議事項

①平成27年度通常総会の件

各委員会事業計画、予算、議案書等 今年度の事業進捗状況確認、来年度の事業計画につ

②支部規約改正の件/山副支部長

継続

③札幌支部例会の件

年間スケジュール及び運営について

基本、毎月2回目の木曜日に開催予定。メーカー・ベン ダー各社様の講習会と共催する。道工組各支部長にも案 内予定。会費等については組合員、非組合員との差別化 を図る。

第1回目の札幌支部例会は平成27年5月28日(水)か でる2.7にて開催予定。

3.委員会報告/各委

- ・経営革新・マーケティング委員会/加藤委員長:欠席
- · 環境·労務委員会/大和委員長

日印産連印刷産業環境優良工場表彰募集。37工場の 応募があった。

·組織·共済委員会/山委員長

2月13日金合同分区会報告。組合員39名、関連業 39名合計78名参加。

大盛況に終わった。来年度も札幌支部例会として実施 する予定。

·教育·研修委員会/矢吹委員長

MUD検定については来年度行わず、CUD研修会を札 幌支部例会として開催する。

· 青年部委員会/岡部委員長

2月7日(土)全国青年印刷人協議会開催。108名が参加

プリントネクスト2016が開催されるので北海道ブロック として企画提案予定。 4.分区報告/分区長

し「グローカル」をテーマに意見交換した。札幌からは岡

部委員長、斉藤委員、オブザーバーとして大和委員長が 出席。来年東京で「新しい価値創造への挑戦」をテーマに

·東分区/河口分区長:欠席

·西分区/磯野分区長:欠席

·南分区/山分区長:合同分区会報告

·北分区/(代理)西山副分区長:合同分区会報告

5.月次決算報告/五十嵐

3月決算に向けて財務状況、未収金状況報告。

6.その他

①プリンティング札幌3月号の件

次回予定: 3月25日 13時半より開催

FU JIFILM



新次元エコの第2章が、始まる。



富士フイルム グローバル グラフィック システムス株式会社

北海道支店 〒060-0042 札幌市中央区大通西六丁目1番地 富士フイルム札幌ビル

011(241)9325 ホームページ http://ffgs.fujifilm.co.jp



日藤株式会社

本社 〒060-8721 札幌市中央区北3条西14丁目2番地 TEL(011)210-2100 FAX(011)261-6034 支店/道東·道南·道北 営業所/釧路·東京



平成27年 札幌支部合同分区会

平成27年2月13日金18:00より札幌東急インにて札幌支部合同分区会が開催さ れました。札幌支部の組合員と関連業の方々との情報交換、親睦を深めることを目 的として毎年開催されております。

来年度より分区統合のため4分区主催での最後の合同分区会とあって78名もの参 加がありました。山南分区長の司会ではじまり、郡司北分区長の分区長代表挨拶、 岸支部長、ご来賓の岡部理事長、富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ ㈱取締役・専務執行役員の野村様に挨拶をしていただきました。また昨年PODメー カー見学バスツアーで大変お世話になりましたキャノンマーケテイングジャパン (株)、富士ゼロックス(株)、コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)、リコージャ パン㈱の4社にスピーチをしていただきました。その後㈱サクマ代表取締役の佐久 間様のご発声で乾杯し懇親会が始まりました。

合同分区会のメインイベントでもある「ビンゴ大会」では1位~10位、支部長賞 など海産物を中心とした豪華景品を用意し、また参加者全員に商品が当たるという 大盛り上がりのビンゴ大会でした。最後に北海道印刷工業組合顧問の岡部会長の三 本締めでお開きとなりました。ご参加いただきました皆様、本当にありがとうござ いました。





より高度な技術と

省力化を目指す皆様に

創意と努力と信頼でお応えする。

印刷機材の総合商社



~> 共同印别機栈採式会社

社 札幌市中央区北1条西18丁目1 ※060-0001 TEL(011)611-7221 FAX(011)611-7224

#040-0041 TEL (0138) 23-5832 FAX (0138) 23-5836

環境保全のための 社会貢献を致します

- 産業廃棄物処理業許可-



本社・工場/石狩市新港中央3丁目750番3 TEL(0133)64-4311(代) FAX(0133)64-4312 北見営業所/北見市豊地22-5 TEL(0157)36-0182 · FAX(0157)36-0192

全印工連CSR認定制度 第9期ワンスター認定のご案内

全印工連では、CSR認定制度の第9期ワンスター認定の応募募集を開始しました。 (4月30日休)締切り)

企業としての信頼性や社会的責任が問われる中、顧客、社員、金融機関、地域社会等のス テークホルダー(利害関係者)から信頼される企業となり、QCD(品質・コスト・納期)の競争か ら企業価値の競争へ競争軸を移行するにはCSRの取り組みが有効であるとの観点から、CSR の普及啓発の一環として、平成25年6月より認定を開始し現在まで81社を認定登録いたしまし た。

全印工連CSR認定の応募申込書は、下記のホームページからダウンロードすることができ ますので、これからCSRに取り組む方も既に取り組まれている方も、ご利用くださいますよう、ご 案内申し上げます。

■全印工連CSR認定のご案内

http://www.aj-pia.or.jp/csr/main.html

全印工連CSR認定制度 ツースター認定募集開始

全印工連では、本年2月1日よりツースター認定の募集を開始しました。

今回の募集は、本年6月に有効期限を迎える第1期ワンスター認定企業40社が対象であ り、ワンスター認定企業は、2年毎の更新時にワンスター認定の更新もしくは上位認定のツー スター認定にステップアップすることができます。

ワンスター認定は、CSRの取り組み認定のため、更新審査も書類審査のみとなりますが、上 位認定のツースター認定では、書類審査のほかに横浜市立大学CSRセンターの審査員による 現地審査を実施して、CSRが社内に定着しているかを書類と実地の両方で評価します。

ツースター認定企業は、ワンスター認定企業同様、外部の有識者で構成されるCSR認定委 員会の判定を経て、ツースター認定マークを会社の名刺やホームページ、顧客の印刷物に表 示してCSRに積極的に取組んでいる企業であることをアピールすることができます。

スクリーン印刷 スクラッチ、UV印刷、点字印刷

ラミネート加工 パンフ、バッケージなどに●確かな技術 種類・スピード●名刺大からL全判まで

サインエ事 店舗、商業施設の屋内外サインの他、自立看板、壁面看板などの製作施行まで



株式会社 特殊印刷 TEL(011) 811-1735

FAX(011)822-1135 札幌市豊平区豊平6条3丁目4-25 創造と提案、そして前進

大丸瞇开 大丸藤井株式会社

社/札幌市白石区菊水3条1丁目 ☎(011)818-2111(代表) 紙包材営業部/札幌市西区発寒10条14丁目 ☎(011)664-3111(代表)

労働安全衛生法が改正されます

~平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行~

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定 件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対 策を一層充実するため、「**労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)**が平 成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。



化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

- ○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※1による危険性又は 有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施※2が事業者の義務とな ります。
 - ※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義 務対象である640物質。
 - ※ 2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時な ど、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で 定める予定。
- ○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令 の措置を講じる義務※3があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止 するために必要な措置を講じることが努力義務※4となります。
 - ※ 3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物 質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。
 - ※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。
- ○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。
 - ※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール 「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング) をご活用ください!

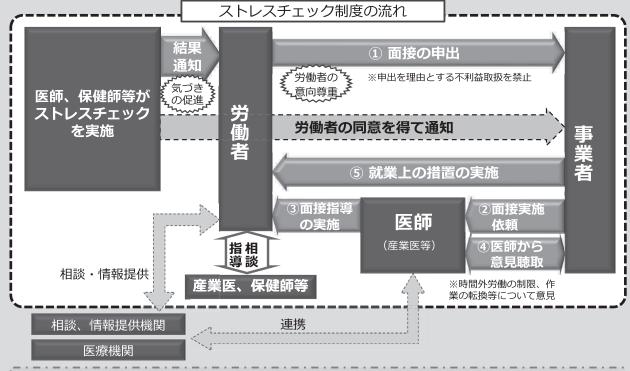
- ○「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras start.html
- ○使用されている化学物質の安全データシート(SDS)をお手元にご用意いただければ、 化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。



ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

- ○常時使用する労働者に対して、<u>医師、保健師等*1による心理的な負担</u> <u>の程度を把握するための検査(ストレスチェック)*2を実施すること</u> が事業者の義務となります。 (労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)
 - ※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。
 - ※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。
- ○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、 本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- ○検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者から申出があった場合、 <u>医師による面接指導を実施すること</u>が事業者の義務となります。また、 申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
 - ※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。
- ○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措 置※4を講じることが事業者の義務となります。
 - ※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター(全国47か所)をご活用ください!

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。 http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx



受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

- ○室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事 業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努 力義務となります。
 - ※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、 たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください!

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成(上限200万円)を受 けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

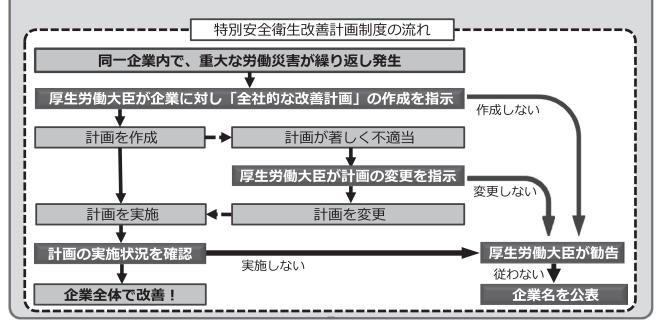
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/



重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が 指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

- **○重大な労働災害※¹を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「特** 別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。
 - ※1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級~第7級に相当する労働災害を想定。
 - ※2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害 が発生した場合などを想定。
- ○計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚 生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場 合はその旨を公表することができるようになります。





法第88条第1項の届出を廃止します

平成26年12月までに施行される予定(今後政令で規定) ■施行日

- ○規模の大きい工場等※で 建設物、機械等の設置、 移転等を行う場合の事前 届出が廃止されます。
 - ※ 届出が義務付けられていたのは、 製造業(一部除外)、電気業、 ガス業、自動車整備業、機械修 理業であって、電気使用設備の 定格容量の合計が300キロワッ ト以上の事業場。

機械等の事前届出規制

現行

- ①規模の大きい丁場等で生 産ライン等を新設・変更 する場合は事前届出
- ②危険な機械等を設置・移 転等する場合は事前届出
- ③大規模建設工事は事前届
- ④一定規模以上の建設工事 は事前届出

見直し後

機械等の事前届出規制

廃止

- ②危険な機械等を設置・移 転等する場合は事前届出
- ③大規模建設工事は事前届
- ④一定規模以上の建設工事 は事前届出



電動ファン付き呼吸用保護具が 型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

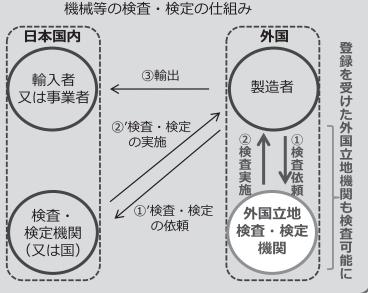
外国に立地する機関も検査・検定機関として 登録ができるようになります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

- ○ボイラーなど、特に危険な 機械等の検査・検定を行う 機関について、日本国内に 事務所のない機関も登録で きるようになります。
- ○登録を受けた外国立地機関 の検査・検定を受けた機械 等は、日本国内で改めて検 **沓・検定を受ける必要はあ** りません※。
 - ※ 労働基準監督署が実施する落成検査 は引き続き受ける必要あり。

維

持



(*) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

全国青年印刷人協議会 第28回全国協議会

青年部事業委員会委員長 岡部 信吾

去る2月7日(土)、全国青年印刷人協議会 第28回全国協議会が東京、台場の ホテルグランパシフィック LE DAIBA にて開催されました。

協議会ではまず、全国青年印刷人協議会 大木議長をはじめ、ご来賓の経済産 業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課 楢原 龍史様、全日本印刷工業組合 連合会 副会長 臼田 真人様よりご挨拶を頂いた後、この1年の事業報告がありま した。

今期のテーマは『グローカル』。全青協ではグローカルを、「地域の資源を最大限 に活用し、日本全国や世界をマーケットと捉え、地域活性プロモーターとして行 動する」と定義しており、ブロック協議会で話されたグローカルセミナー基礎編 のポイントを惠副議長から改めて説明がありました。また、ワークショップの総 括では地域資源を見つめ直し、どういうプロモーションを行っていくか、その「こ とづくり」を行うことにより、印刷業だからできる「地域活性プロモーター」にな る形や、取引先の海外進出をサポートする「パートナー」となり、結果的に印刷物 に繋がるという考え方を学びました。

次に勝ち残り合宿ゼミ(第3期生)が 26年9月19日~20日に東京で開催 され、㈱セントラルプロフィックス様 のカラーマネジメントやインライン検 査装置による不良品ゼロの印刷品質の 提供などの紹介、自社の決算書を用い ての利益計画検討表の作成を行った報 告を受けました。



ビジネスフォーム 一般商業印刷

ロールペーパー システム開発



温もりが情報をかえる

株式会社アイテックサプライ 札幌市東区北10条東2丁目 三上ビル3F TEL(011)**748-3777** FAX(011)**748-3778**

釧路営業所/釧路市川上町4丁目2-1 まるたビル6F TEL (0154) 32-1100 FAX (0154) 32-1101 工 場/札幌市東区北36条東26丁目2-39 Shop/プリントスタジオ アーチ 札幌市中央区南1条西6丁目 東急ハンズ札幌店6F

シール・ラベル・ステッカー・特殊印刷物



HIROMI SANGYOco.,ltd.

株式会社ヒロミ産業



札幌市西区発寒14条2丁目2-21 TEL 011-666-3323 FAX 011-666-3930

URL:http://www.hiromisangyo.jp/

基調講演では、流通経済大学の恩田守雄先生に「グローカル時代の地域づくり 一地場産業の活性化-」と題し講演をいただきました。地域づくりとは何か、グ ローカリゼーションの地域づくり、地場産業の活性化という点を鋳物産業、筆産 業の事例を挙げ説明があり、地域産業としての印刷業は地域社会と相互関係を持 ち、地域社会と一体となったオンリーワンの技術を持つ地場産業となってはどう かというお話を頂きました。

グローカル事例発表では、広島県では「けん玉ワールドカップ」をけん玉発祥の 地である廿日市市で開催し、行政、商工会などを巻き込んで駅前商店街を「けん玉 商店街」としてけん玉の普及に努め、海外プレイヤーを誘客して宮島観光などを 設定し観光地も PR し、地域活性を行っている事例やサブカルチャーを利用した ブランディング戦略の事例では、サブカルチャーは made in JAPAN の代名詞で あり、日本好きの外国人にうける、オタクが SNS で世界に発信してくれるなどサ ブカルチャーを利用したメリットを聞くことができました。

そのあとのグループディスカッションでは、テーマを「東京オリンピック・パ ラリンピックに向け、外国人向けビジネスを考える」とし、2020年外国人観光客 の来日人数を年間2,000万人にするという目標に合わせ、その観光客を地元へ呼 び込む手法や商品を売り込む手法を議論しました。全国の観光ブースを集めて、 ビックサイトなどでPRイベントを全青協主催で行う、外国人観光客が日本の生 活に困らないように、シチュエーションごとの会話をまとめて冊子を作った事例 (多言語対応) など様々な案が出て、大変参考になったという声が多く聞こえてき ました。

協議会終了後は、懇親会・2次会と続きざっくばらんに語り、全国の仲間と懇 親を深め、また新たな出会いもあり、半日と長い時間ではありましたが、大変有意 義に過ごせたと思います。参加させて頂き、誠にありがとうございました。



●ビジネスフォーム●平版印刷●製本●OCR●カーボン複写伝票 ●一般事務用印刷物 ●オンデマンド印刷 ●新聞 ●記念誌 ●各種テキスト ●パンフレット ●チラシ ●ラミネート ●印刷デザイン各種 ●ホームページ作成

PASCAL 株式会社パスカル・プリンティング http://www.pascal-printing.com/

□[本社・工場] 〒063-0836 札幌市西区発寒16条14丁目4番5号 TEL.011-663-9101 FAX.011-662-8304

札幌支部例会のご案内

5月28日16時より、かでる27にて開催 「これから求められるメディアと印刷会社」

札幌支部では、5月より「札幌支部例会」を開催いたします。

第一弾として5月28日(水)に経営革新・マーケティング委員会が主催し「これから 求められるメディアと印刷会社」と題し、いま社会が求めているメディアとは何 か?それに対応する新たな印刷会社のカタチとはどういうものかを全日本印刷工業 組合連合会 経営革新・マーケティング委員会の瀬田委員長と中本委員をお招きし 講義いただきます。

講習会終了後には、講師のお二人にもご参加いただき懇親会も開催いたしますの でこちらにもふるってご参加ください。

時:講習会/16時から18時まで

懇親会/18時半から

場 所:講習会/かでる27

札幌市中央区北2条西7丁目

※懇親会場は、別途ご案内いたします

会 費:講習会は無料

※懇親会は、別途ご案内いたします

■お申込み:別紙にてお申し込みください

講師 瀬田 章弘 氏

弘和印刷株式会社 代表取締役 株式会社 アイズ アカウントエグゼクティブCEO 全日本印刷工業組合連合会 経営革新・マーケティング委員会 委員長 全日本印刷工業組合連合会 産業戦略デザイン室 副委員長

> 公益社団法人印刷技術協会 理事 NPO法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会 理事 一般社団法人マーチング委員会 理事





講師

中本 俊之 氏

株式会社中本本店 代表取締役 広島県印刷工業組合 副理事長

全日本印刷工業組合連合会 経営革新・マーケティング委員会 委員

株式会社中本本店様は、創業90周年事業として2010年9月より発行している「ぬりえー る」を地元広島の子どもたちと保護者の方、そして地域を結んでいきたいという思いを込め ており、現在Vol.14まで発刊されてらっしゃいます。

その「ぬりえーる」創刊から現在に至るまでの様々なご苦労をご紹介いただきます。

お知らせ

第14回印刷産業環境優良工場表彰 最終応募数について

第14回印刷産業環境優良工場表彰につきまして、委員の皆様におかれましては応募期間中、周知・応募 のご協力をいただきましてありがとうございました。

おかげをもちまして、全印工連組合員からは37工場(一般部門20、小規模部門17)の応募をいただきました。

応募期間が早まった中で、昨年度より10工場増となっております。

全体の応募は55工場(一般29、小規模26)となっており、こちらも昨年度より9工場増えております。

来年度以降も引き続き、ご協力いただければ幸いです。

0

平成26年度補正「中小企業・小規模事業者への資金繰り支援」

~2月16日より政府系金融機関による資金繰り支援が始まりました。~

1. 原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資

①「セーフティネット貸付」の継続・拡充(運転資金)

利益率が低下している場合や厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利を最大0.6%(小規模事業者は最大0.8%)引き下げます。

- ・貸付限度額:中小企業事業7億2千万円、国民生活事業4,800万円
- ·貸付期間:設備資金15年以内、長期運転資金8年以内
- ②省エネルギー促進融資の創設(設備資金)

利益率が低下している中で、省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する場合に金利を0.65%引き下げるとともに従来とは別枠の貸付限度額とします。

- ・貸付限度額(別枠):中小企業事業7億2千万円、国民生活事業7,200万円
- ·貸付期間:設備資金15年以内

2. 創業支援・地方創生関連等

①創業支援貸付利率特例制度の創設

創業前や創業後 1 年以内の場合に金利を0.2% (女性や若者、U/I ターンによる創業者は0.3%)引き下げます。

②事業承継・集約・活性化支援資金の創設

事業の承継等に当り、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に金利を0.4%引き下げます。

詳細は下記URLをご覧ください。

【ホームページアドレス】

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2015/150216shikinguri.htm



平成26年度補正 「ものづくり・商業・サービス革新補助金」1次公募始まる

- ○補助対象者:革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業
- ○補助対象事業:①革新的サービス:革新的サービス実施に必要な設備投資
 - ②ものづくりの革新:生産プロセス革新に必要な設備投資
- ○最大補助額:1.000万円(補助率2/3以内)
- ○補助事業期間:交付決定日から平成28年6月30日まで
- ○申請受付期間:平成27年2月13日~5月8日
- ○申請書提出:各都道府県中小企業団体中央会
 - ※詳しくは下記ホームページにて、ご確認ください

【ホームページアドレス】

http://www.chuokai.or.jp/josei/26mh/koubo20150213.html

※注意点

- ・「革新的サービス」または「ものづくりの革新」のどちらかを選択する必要があります。
- ・受付締切日は一律に5月8日までです前回のように早期受付(一次申込)制度はありません。
- ・「革新的サービス」の場合、「付加価値額年率3%」及び「経常利益年率1%」の計画が必要です。
- ・収益計画(5ヶ年)の記載フォームが新たに申請書に加わりました(昨年は任意のフォーム)

「2015北海道情報・印刷産業展出展募集」のご案内

~申込締切、4月10日~

北海道情報・印刷産業展実行委員会は、6月11日休・12日億・13日(土)の3日間、アクセスサッポロで開 催します「2015北海道情報・印刷産業展」の出展募集を行っています。

[2015 北海道情報・印刷産業展]

期:平成27年6月11日(水)・12日(金)・13日(土) 9:30~17:00

会 場:アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目3-55)

援:経済産業省北海道経済産業局・北海道・札幌市

小間料金: 1 小間: 93,000円(消費稅込)

(間口3.0 m×奥行2.5 m×高さ2.4 m / 基本装飾・基本電気設営・電気使用料含)

申込締切:平成27年4月10日金

詳細は、下記ホームページ(北海道印刷工業組合)をご覧ください。

【ホームページアドレス】

http://www.print.or.jp/event/index-sangyo2015.html

「中小企業・小規模事業者への資金繰り支援・事業再生支援制度」のご案内

~中小企業庁が創設~

中小企業庁は、平成26年度補正予算を踏まえ中小企業・小規模事業者に対する資金繰りや事業再生支 援の制度を創設しました。

詳細は、下記ホームページ(中小企業庁)をご覧ください。

【ホームページアドレス】

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2015/150216shikinguri.htm

「公正取引委員会『独占禁止法改正』説明会」のご案内

~3月20日、札幌第3合同庁舎で開催~

公正取引委員会は、平成27年4月1日施行の審判制度の廃止、排除措置命令等を行う際の処分前手続き として実施される意見聴取等を内容とする 「独占禁止法 改正法」 について、関係政令および規則について整 備を進めてきました。

「同改正法」および「意見聴取規則」についての説明会を開催します。

日時: 3月20日金 10:00 会場:札幌第3合同庁舎

詳細は、下記ホームページ(公正取引委員会)をご覧ください。

【ホームページアドレス】

https://www.jftc.go.jp/kosyukai5/form/apply_infos/insert

「働き方改革(長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進)を支援する「働き方・休み方改善ポータルサイト」」のご案内

~働き方改革を推進する21社の取り組み事例を紹介~

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年月24日閣議決定)において、「働き過ぎ 防止のための取組強化」 が盛り込まれ、また、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化 が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ厚生労働省では、平成26年9月30日付けで厚生労働大臣を本部長とする「長時間 労働削減推進本部」を設置し、また平成 27年1月からは都道府県労働局においても「働き方改革推進本部」 を設け、企業の自主的な働き方の見直しを推進しています。

これらの取組の一環として、厚生労働省では「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。

ポータルサイトでは、「働き方・休み方改善指標」による自己診断ができます。

また、長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進といった働き方改革に取り組んでいる企業 21社の「取 組事例」を紹介しています。

事例は今後、順次追加していきます。

詳細は、下記ホームページ (働き方・休み方改善ポータルサイト) をご覧くだ さい。

【ホームページアドレス】

http://krs.bz/roumu/c?c=10752&m=28009&v=6033519c

株式会社東和プリント

〒060-0006 札幌市中央区北6条西14丁目1番地1 ユーアイN6ビル TEL,011-208-5535 FAX,011-208-5538



代表取締役 齋藤 達生

株式会社東和プリン トは1982年(昭和57 年) 9月に有限会社東 和プリントとして現在の 北8条西20丁目にて創 業した。2009年には 株式会社東和プリントと

して法人登記したのち、今まで3か所に分 かれていた工場を一つに統合し現在の社 屋、中央区北6条西14丁目へと移転した。

創業当初は軽印刷からスタートし、時代 の流れとともに2000年にはデジタル化を 図りリョービ菊四裁4色機を導入、その後 四六半裁4色機も導入し、小ロット大ロット にも対応してきた。2011年には北海道で 初となるリョービLED-UVA全判4色機を 導入し、「時代の流れとともに早くなる短納 期にいち早く対応でき、良い製品を提供出 来る会社づくりを目指しています」と齊藤 社長は話す。2012年にはUVニス圧着設 備も導入し、提案・印刷・加工まで社内 一貫システムを構築しお客様のさまざまな

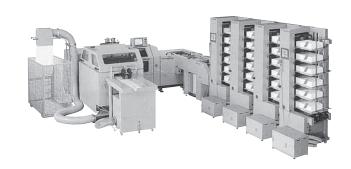
スピードと品質を両立させ 環境にも配慮した LED-UV印刷システムを導入!

札幌市中央区北6条西14丁目1番地1ユーアイN6ビル TEL 011(208)5535 FAX 011(208)5538

要望に応えられる設備を整えている。

近年では名刺やチラシなど小ロットにも 即対応出来るよう、フジゼロックスのオン デマンド機も導入。小ロットから大ロットま で幅広いニーズにお応えし、お客様に「東 和に任せれば大丈夫」と言ってもらえるよ うなそんな存在でありたいと考える。齊藤 社長は「これからもお客様に信頼してもら えるようお客様第一主義をモットーとし、時 代の変化のスピードに対応できる会社づく りをすすめていく」とのことだった。





╁/┼-	ᅷᄉ	Lata⊈⊓−₽∟	17 /L
<i>\P</i> \T\	心完不	上東和プリ	ノノト
1/1/4	~ - 	L/14/1 H/	

創	業	1982(昭和57年)年9月
資本	金	1,000万円
住	所	〒060-0006 札幌市中央区北6条西14丁目1番地1 ユーアイN6ビル
電話番号		011-208-5535
FAX番号		011-208-5538
U R	L	http://www.lnfo@towa-print.co.jp

北海道印刷工業組合札幌支部 メールアドレス登録のお願い

札幌支部では、組合員企業に有益な情報を配信するために本誌、「プリンティング札幌」の誌面やファクシミリ等で 研修会のご案内、事業のお知らせ等 を行っておりますが、有益な情報をより即時にご提供するために貴社のメール アドレスのご登録をいただきたくお願い申し上げます。

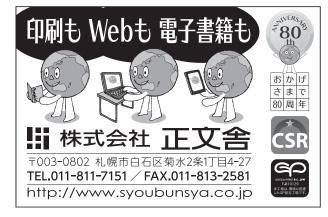
何卒、主旨をご理解いただきまして、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが別紙の申込用紙に必要事項をご記入いただ き、メールもしくはFAXにて組合事務局までご返信くださいますようお願い申し上げます。

編集後記

2月13日の合同分区会にはたくさんの方々にお 集まりいただきましてありがとうございました!みなさ ん、楽しんでいただけましたでしょうか?たくさんの 皆さんと交流ができとっても楽しかったです!

札幌支部 事務局 五十嵐





21世紀の新しい印刷産業を探究

☆求めるのは☆

と感動のものづくり』

情報価値創造企業の実現をお手伝い

国内外のトップメーカーを知り尽くした

フカミヤが納得のネットワークシステムをご提案

印刷機材の総合ディーラ・

株式会社 プガミヤ 札幌市中央区大通西8丁目



- 印刷用紙・特殊用紙・OA関連用紙 OA機器・化成品・家庭紙
- 社内印刷用紙·板紙·包装資材

〒060-0051 札幌市中央区南1条東4丁目 TEL 011-231-5633 FAX 011-231-5639 フリーダイヤルFAX 0120-390255

受 注 専 用 札.幌東営業所

〒003-0012 札幌市白石区中央2条2丁目 TEL 011-842-0022 FAX 011-841-0380

札幌西営業所

〒063-0850 札幌市西区八軒10条西12丁目 TEL 011-631-4181 FAX 011-631-4184



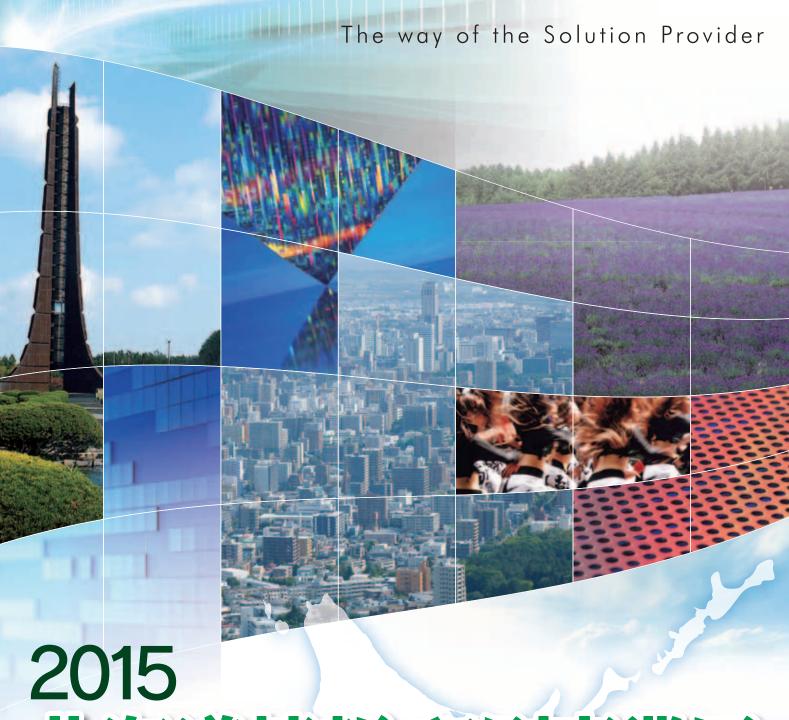


FUJ!FILM

富士フイルム〈感圧紙〉

富士フイルム ビジネスサプライ株式会社

札幌営業所■〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目1番地(富士フイルム札幌ビル) TEL (011)241-9400



北海道情報·印刷產業展

6/112 3sat アクセスサッポロ 地域市内石区流通センター4TB3-55

公式セミナー

6/1 | 113:00~14:15 | 2 | 313:00~14:15 | 2 | 415:00~16:15 |

同時開催

全国カタログ展 入選作品展

第<mark>66回</mark> 2015全国カレンダー展 入選作品展

▶主 催/北海道情報·印刷産業展実行委員会

北海道印刷工業組合、北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合、北海道製本工業組合、北海道フォーム印刷工業会 北海道紙器段ボール箱工業組合、北海道印刷機材販売業者懇話会

- 援/経済産業省北海道経済産業局、北海道、札幌市
- 賛/印刷出版研究所、日本印刷新聞社、ニュープリンティング